

# はじめに

## 1 計画の目的

---

感染症予防計画（以下「予防計画」という。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」（以下「法」という。）第 10 条の規定並びに第 9 条の規定による感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「国基本指針」という。）及び法第 11 条の規定による特定感染症予防指針に基づく感染症の予防のための施策の実施に関する計画である。

## 2 計画策定の背景

---

国内の感染症対策は、平成 10 年（1998 年）に旧伝染病予防法等に基づく感染症対策の枠組を根本的に見直し、新しい時代の感染症対策を推進するために法が制定され、施行された。予防計画は、法第 10 条第 1 項の規定により、感染症対策の総合的な推進を図るための基本計画として、各都道府県が策定するものとされており、北海道予防計画は、平成 30 年（2018 年）3 月に最終改定されたところである。次なる感染症危機に備えるため、令和 4 年（2022 年）12 月に成立した法の改正（令和 6 年（2024 年）4 月 1 日施行）により、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、都道府県が平時（~~患者発生後の対応時（法第 4 章又は法第 5 章の規定による措置が必要とされる状態をいう。以下同じ。）~~）以外の状態をいう。以下同じ。）に定める予防計画について、保健・医療提供体制に関する記載事項の充実が図られ、感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に関する数値目標が設定されることとなった。

さらに、これまで都道府県のみ策定していた予防計画について、保健所設置市・特別区においても、都道府県の予防計画を踏まえた計画の策定が義務付けられ、保健所設置市である札幌市においても、令和 5 年度（2023 年度）中に予防計画を作成することとなった。

なお、札幌市新型コロナウイルス感染症の対応に係る検証報告書（参考資料）を踏まえ、札幌市独自に捉えた課題（市民への情報提供手法、相談体制、入院調整、繁華街対策、生活・経済対策等）への対応については、令和 6 年度（2024 年度）以降、改定を進める予定の札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）や札幌市業務継続計画（新型インフルエンザ（強毒編））（以下「BCP」という。）等の関連計画において整理するものとする。

## 4 動物由来感染症対策

---

- (1) 札幌市は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第 13 条や狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に規定する届出の義務について、その周知を図るとともに、ワンヘルス・アプローチ<sup>14</sup>に基づき、保健所と関係機関及び医師会、獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図って、市民への情報提供を進めるものとする。
- (2) ペット等の動物を飼育する場合には、(1)により提供された情報等に基づき動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。
- (3) 札幌市は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査<sup>15</sup>により広く情報を収集することが重要であるため、保健所、衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関及び獣医師会などの関係団体等が連携を図りながら調査に必要な体制の構築を図るものとする。
- (4) 動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、媒介動物対策や、動物等取扱業者への指導、獣医師との連携等が必要であることから、感染症対策部門と動物施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講じるものとする。

## 5 外国人に対する適用

---

市内に居住し又は滞在する外国人についても法が同様に適用されるため、区役所や保健センター等の窓口感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備えておくなど、外国人に対する情報提供に努めるものとする。

## 6 薬剤耐性対策

---

札幌市においては、薬剤耐性対策及び抗菌薬の適正使用について医療機関を対象として適切に情報提供を行うものとする。

---

<sup>14</sup> **ワンヘルス・アプローチ**：人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決にむけて取り組むこと

<sup>15</sup> **動物の病原体保有状況調査**：動物由来感染症の病原体の動物における保有状況に係る調査